

(訳文)

特許庁
意見提出通知書

出願人氏名 NECエレクトロニクス株式会社
住所 日本国神奈川県川崎市中原区下沼部1753
代理人氏名 趙義済
住所 ソウル市江南区駅三洞831 恵泉ビル1405号
出願番号 : 10-2002-0005896
発明の名称 : 液晶表示装置の信号線回路及び信号線駆動方法

この出願に対する審査の結果、次のような拒絶理由があつて特許法第63条の規定によりこれを通知しますので、意見があるかまたは補正が必要な場合には2004年10月31日までに意見書[特許法施行規則別紙第25号の2書式]または/及び補正書[特許法施行規則別紙第5号書式]を提出願います(上記提出期間については毎回1ヶ月単位で延長申請することができますが、期間延長の承認通知は別途に致しません)。

理由

本出願の請求範囲の第1-6, 8-13項に記載された発明は、その出願前にこの発明の属する技術分野での通常の知識を有する者が下記に指摘したところにより容易に発明できたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記

1. 特許請求範囲第1, 5, 6, 8, 12, 13項に記載された本願発明は、画像データ比較手段(または段階)及びスイッチ制御手段(または制御段階)を含む信号線駆動回路及び信号線駆動方法に関するものであつて、前記スイッチ制御手段はプリチャージ電圧の供給を制御する機能を遂行している。一方、日本公開特許公報特開平10-11032号(以下、「引用発明1」)では第1のプリチャージ用直流電位と第2のプリチャージ用直流電位を選択的に信号線に接続するためのスイッチを備えて画像信号振幅の中心電位に対する極性と同じ極性でプリチャージを行う構成が示されている。すなわち、引用発明1では画像信号振幅の中心電位に対する極性と同じ極性でプリチャージを行う機能は本願発明の画像データ比較手段及びスイッチ制御手段の機能を全て含んでいるものと判断される。

従つて、当業者が容易に発明できたものである。

2. 特許請求範囲第2-4, 9-11項に記載された本願発明は、スイッチ制御手段がプリチャージが不必要な場合、プリチャージを行わないようにする機能を遂行しており、引用発明1と差を見せているが、日本公開特許公報特開平7-65580号(以下、「引用発明2」)でもアドレス変化がない場合にプリチャージを行わないようにする機能について記載されており、本願発明は当業者であれば引用発明1, 2の単なる結合せから容易に発明できたものである。

[添付]

添付1	日本公開特許公報特開平10-11032号 (1998. 01. 16)の写し	1部
添付1	日本公開特許公報特開平7-65580号 (1995. 03. 10)の写し	1部

以上

2004. 08. 31

特許庁

電気電子審査局

映像機器審査担当官室

審査官

高 ゾン ウック (印)